

保安林及び保安施設地区に関する事務取扱要綱

第1章 総 則

(要 旨)

第1条 保安林及び保安施設地区の指定、指定の解除その他の保安林及び保安施設地区に関する事務の取扱いについては、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)、森林法施行細則(平成7年3月28日島根県規則第10号。以下「細則」という。)、その他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「指定」とは、法第25条第1項及び法第25条の2第1項の各号に掲げる目的を達成するための保安林の指定をいう。

2 この要綱において「解除」とは、法第25条第1項及び法第25条の2第1項の各号に掲げる目的を達成するため指定された保安林の指定の解除をいう。

3 この要綱において「指定施業要件の変更」とは、法第25条第1項及び法第25条の2第1項の各号に掲げる目的を達成するための保安林の指定施業要件の変更をいう。

4 この要綱において「異議意見書」とは、法第32条第1項に規定する意見書をいう。

5 この要綱において「立木伐採許可」とは、法第34条第1項に規定する保安林内の立木の伐採の許可をいう。

6 この要綱において「作業許可」とは、法第34条第2項に規定する保安林内での立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更に関する許可をいう。

7 この要綱において「違反行為」とは、法第34条第1項、第2項、第6項及び第34条の3の違反をいう。

第2章 指 定

(保安林の種類)

第3条 保安林は、法第25条第1項に掲げる指定の目的により、次の17種類とする。

なお、「保安林の指定の目的」については、別表1を基本的な考え方とし、現地の実態をも踏まえながら適切に対処するものとする。

- (1) 水源かん養保安林
- (2) 土砂流出防備保安林
- (3) 土砂崩壊防備保安林
- (4) 飛砂防備保安林
- (5) 防風保安林
- (6) 水害防備保安林
- (7) 潮害防備保安林
- (8) 干害防備保安林
- (9) 防雪保安林
- (10) 防霧保安林

- (11) なだれ防止保安林
- (12) 落石防止保安林
- (13) 防火保安林
- (14) 魚つき保安林
- (15) 航行目標保安林
- (16) 保健保安林
- (17) 風致保安林

(指定施業要件)

第4条 保安林の指定に伴い定める指定施業要件（法第33条第1項に規定する指定施業要件をいう。以下同じ。）については、令別表第2に準拠するほか、次によるものとする。

(1) 伐採の方法の基準

ア 主伐に係るもの

- (ア) 指定施業要件として定める伐採の方法は、別表2により定めるものとする。
- (イ) 伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする旨を定めるものとする。
- (ウ) 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、前記(ア)及び(イ)によるほか、これら以外の方法によっても伐採をすることができる旨（以下「伐採方法の特例」という。）を定めることができるものとする。伐採方法の特例は、当該保安林の樹種又は林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定め得るものとし、指定の日から10年を超えない範囲内で当該特例の有効期間を定めるものとする。なお、伐採方法の特例のうち伐採種については、択伐とする森林については伐採種を定めないとすることができるものとし、禁伐とする森林については択伐とすることができるものとする。
- (エ) 伐採種は、当該森林の地況、林況等を勘案して、地番の区域又はその部分を単位として定めるものとする。

イ 間伐に係るもの

間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

(2) 伐採の限度の基準

ア 指定施業要件として定める立木の伐採の限度は、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位として定めるものとする。

この場合において、受益の対象が同一である保安林又はその集団とすべき単位区域の範囲は、別表3によるものとする。なお、これを用いることが不適当な場合においては、個々に定めるものとする。

イ 指定施業要件として定める立木の伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて

同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表第2の第2号(一)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

ウ 令別表第2の第2号(一)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として次の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して、定めるものとする。

① 水源かん養保安林（急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る。） 20ヘクタール以下

② 土砂流出防備，飛砂防備，干害防備及び保健の各保安林 10ヘクタール以下

③ その他の保安林（当該森林の地形，気象，土壌等の状況を勘案し，特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものに限る。） 20ヘクタール以下

エ 前記(1)のアの(ウ)により樹種又は林相の改良のために伐採種を定めないとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は，定めないとする。

オ 令別表第2の第2号(一)ニの択伐の限度は，伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。

カ 保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率の算出に用いる係数は，当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき，保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には，40パーセント）以上である森林にあっては当該森林の立木度，その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき，保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には，40パーセント）以上となる時期において推定される立木度とするものとする。

この場合において，推定立木度は，保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。

なお，立木度は，現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表すものとする。ただし，蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積にかえて本数を用いるものとする。

(3) 植栽の基準

ア 植栽義務を課す森林

令別表第2の第3号は，立木を伐採した後において現在の森林とおおむね同等の保安機能を有する森林を再生する趣旨で設けられたものであるから，植栽以外の方法によりの的確な更新が期待できる場合には，これを定めないとする。この場合において，人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画を立て

ている森林については、原則として、定めるものとする。

なお、法第34条第2項の許可又は規則第63条第1項第5号の協議の同意を伴う場合において、保安機能の維持上問題がないと認められるときには、当該許可又は当該同意の際に条件として付した行為の期間内に限り定めることを要しないものとする。

イ 植栽本数

規則付録第8の「当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ヘクタール当たりの当該森林の単層林の材積を標準伐期齢で除して得た数値」は原則として、当該森林の森林簿又は森林調査簿（以下「森林簿等」という。）に示されている植栽する樹種に係る地位級（樹種別に伐期総平均成長量を m^3 単位の等級に区分したものをいう。以下同じ。）（当該森林の森林簿等に植栽する樹種に係る地位級が示されていない場合には、近傍類似の森林の森林簿等に示されている当該樹種又は当該樹種と同等の生育が期待される樹種に係る地位級）をもって表すこととする。

なお、植栽本数は、別表4を基準として定めるものとする。

ウ 植栽樹種

令別表第2の第3号(三)の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び樹種の経済的特性等を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができるものとする。

（指定申請書の受理）

第5条 法第27条第1項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者
- (2) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

なお、「保安林の指定により直接利益を受ける者」については、別表5を基本的な考え方とし、現地の実態をも踏まえながら適切に対処するものとする。

2 申請者が当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、前項及び添付されている次の書類により判断するものとし、これらの書類が添付されていない場合には、遅滞なく、申請者にその補正を求めるものとする。

- (1) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

ア 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

- (ア) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、貸借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明した者に限る。）
- (イ) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明した者に限る。）及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを

証する書類

イ 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類

(2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱体化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

3 指定申請書に添付する図面は、指定位置図及び保安林指定図とする。

4 申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは却下するものとする。なお、これらの却下は、申請者に対し、理由を付した書面を送付してするものとする。

(指定に係る調査等)

第6条 保安林の指定に際しては、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、次の書類を作成の上、指定の適否を判断するものとする。

(1) 指定調書

(2) 指定調査地図

(3) 位置図

(4) その他必要な書類

2 保安林に指定しようとする区域が、やむを得ず、1筆の土地の一部であるときは、後日において現地を明りょうに確認できるようにしておくものとする。

(保安林予定森林の告示等)

第7条 法第30条又は第30条の2の規定に基づく掲示の内容は、保安林予定森林の告示の内容に準ずるものとする。

2 法第30条又は第30条の2の規定に基づく森林所有者等への通知には、次の事項を含めるものとする。

(1) 同一の単位とされる保安林において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積(保安林の面積の異動等により変更することがある旨を付記する。)

(2) 伐採種を定めない森林においてする主伐は、皆伐によることができる旨

(3) 標準伐期齢

(4) 指定施業要件に従って樹種又は林相を改良するために伐採をするときは、伐採跡地の植栽について条件を付することがある旨

(5) その他必要な事項

3 指定の申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときは、すみやかに報告する。

4 指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。この場合において、法第30条及び第30条の2の規定による通知書には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。

る。

- 5 現に保安林に指定されている森林についてその指定の目的以外の目的を達成するため重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における，法第30条及び第30条の2の規定による通知書には，従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。
- 6 保安林の指定の申請に対し，指定をしない旨の処分をした場合には，遅滞なく申請者に対し指定をしない旨及びその理由を記載した書面を送付して通知するものとする。
- 7 保安林予定森林について，事情の変更及びその他の理由により指定を取り止める場合には，当該保安林予定森林に係る告示，掲示及び通知を取り消すものとする。

（指定の通知）

- 第8条 法第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定の通知（以下「指定通知」という。）に当たっては，あらかじめ当該指定に係る森林所有者が法第30条又は第30条の2の規定による保安林予定森林の通知をした森林所有者と同一人であるかどうかを確認し，森林所有者に異動があった場合には新森林所有者を通知の相手方とする。
- 2 指定通知の内容が法第30条又は第30条の2の規定による保安林予定森林の通知の内容と同一である場合には，森林所有者に異動があった場合を除き，通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載すれば足りるものとする。
 - 3 指定に係る森林が1筆の土地の一部である場合には，指定通知に当該部分を明示した図面を添付するものとする。ただし，森林所有者に異動があった場合を除き，当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には，この限りでない。
 - 4 指定目的の変更のためにする指定及び兼種保安林の指定に係る指定通知については，前条第5項及び第6項を準用するものとする。

第3章 保安林の解除

（解除の理由）

- 第9条 法第26条又は第26条の2の規定に基づく解除に関する区分は，次によるものとする。

（1）指定の理由の消滅

法第26条第1項又は第26条の2第1項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは，次の各号のいずれかに該当するときとするものとする。

ア 受益の対象が消滅したとき

イ 自然現象等により保安林が破壊され，かつ，森林に復旧することが著しく困難と認められるとき

ウ 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき

エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき

（2）公益上の理由

法第26条第2項又は第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは，保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとするものとする。

ア 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等(国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)が実施するもの

イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表1に掲げる事業に該当するもの

ウ ア又はイに準ずるもの

(転用を目的とする解除の審査に当たっての級地区分)

第10条 保安林を次に掲げる基準に従い第1級地及び第2級地に区分する。

(1) 第1級地は、次のいずれかに該当する保安林とする。

ア 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地(同法施行前のこれに相当する事業の施行地を含む。)であるもの(事業施行後10年(保安林整備事業、防災林造成事業などにより森林の整備を実施した区域にあつては、事業施行後20年(法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年))を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。)

イ 傾斜度が25度以上のもの(25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。)その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの

ウ 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設に接近して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの

エ 海岸に接近して所在するものであつて、林帯の幅が250メートル未満であるもの

オ 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの

(2) 第2級地は、第1級地以外の保安林とする。

(転用を目的とする解除の方針)

第11条 解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること(以下「転用」という。)を目的とするものについては、それぞれ次の各号に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、転用のための保安林の解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

(1) 「指定の理由の消滅」による解除

ア 級地区分

前条の第1級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

第2級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って転用に係る解除を行うものとする。

イ 用地事情

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下及び別紙において「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

ウ 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- (ア) 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- (イ) 大規模、かつ、長期にわたる事業等でのための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

エ 実現の確実性

次の事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

- (ア) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- (イ) 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (ウ) 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (エ) (イ)及び(ウ)の土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。
- (オ) 事業者に当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

オ 利害関係者の意見

転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか又は得ることができると認められるものであること。

カ その他の満たすべき基準

- (ア) 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられること。
この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。
- (イ) 当該事業等が別紙「保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準」に示す基準に適合するものであること。
- (ウ) 転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権

その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の代替保安林とすべき森林が確保されるものであること。

(2) 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

ア 級地区分

前条の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

第2級地については、前号アと同様とする。

イ 用地事情

前号イと同様とする。

ウ 面積

前号ウと同様とする。

エ 実現の確実性

前号エの(ア)から(エ)までの事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

オ 利害関係者の意見

前号オと同様とする。

カ その他の満たすべき基準

前号カに準じた措置が講じられるものであること。

② ①以外の場合

ア 級地区分

前号(2)の①のアと同様とする。

イ 用地事情

前号(1)のイと同様とする。

ウ 面積

前号(1)のウと同様とする。

エ 実現の可能性

前号(1)のエと同様とする。

オ 利害関係者の意見

前号(1)のオと同様とする。

カ その他満たすべき基準

前号(1)のカに準じた措置が講じられるものであること。

(解除申請書の受理)

第12条 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 保安林の解除に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(2) 保安林の解除により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

なお、「保安林の解除により現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者」については、別表5を基本的な考え方とし、現地の実態をも踏まえながら適切に対処するものとする。

2 申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、前号及び第5条2項に掲げる書類により判断するものとする。

3 解除申請書に添付する図面は、解除位置図及び保安林解除図とする。

4 申請書に添付する面積計算図は、実測図とする。ただし、転用を目的としない場合にはこの限りではない。

5 申請書に添付する転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書（規則第48条第2項第1号の規定に基づく計画書をいう。）は、次の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とする。

(1) 転用の目的に係る事業又は施設の名称

(2) 事業者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）

(3) 事業等の用に供するため当該保安林を選定した理由

(4) 事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況

(5) 事業等に要する資金の総額及びその調達方法

(6) 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

(7) 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在

(8) その他参考となるべき事項

6 申請書に添付する代替施設（規則第48条第2項第2号の規定に基づく機能を代替する施設をいう。）の設置に関する計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とする。

(1) 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況

(2) 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法

(3) 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

(4) 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在

(5) その他参考となるべき事項

7 事業等及び代替施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可」という。）を必要とする場合の添付書類は次によるものとする。

(1) 行政庁の許認可に係る申請の状況を記載した書類は、次のとおりとする。

ア 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

イ 申請をしていない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

(2) 許認可があったことを確認する書類は、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとする。

8 申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは却下するものとする。なお、これらの却下は、申請者に対し、理由を付した書面を送付してするものとする。

(解除に係る調査等)

第13条 保安林の解除に係る調査等については、第6条を準用するものとする。

(解除予定保安林の告示等)

第14条 法第26条の2第4項の農林水産大臣の同意を要する保安林の解除は、同意を得た後に解除予定保安林の告示を行う。

2 解除予定保安林の告示等については、第7条(第1項、5項及び6項を除く。)を準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

(代替施設の設置等の確認)

第15条 知事は、下記の転用に係る解除予定保安林について、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後(法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に、事業者に対し、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、法第34条第2項の許可(以下「作業許可」という。)に係る行為が終了した旨の報告がなされたときは、代替施設の設置等が講じられたか確認を行うものとする。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第30条の2第1項に基づき改めて告示を行うなどの手続きを行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

(1) 法第26条第1項又は第26条の2第1項の規定による解除。

(2) 法第26条第2項又は第26条の2第2項の規定による解除であって令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの。

(解除の告示等)

第16条 前条第1項(1)及び(2)の解除に係る法第33条第6項において準用する同条第1項の規定による解除の告示は、前条の確認の後に行うものとする。

2 法第33条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林所有者等への保安林の解除の通知(以下「解除通知」という。)については、第8条(第4項を除く。)を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは「解除通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

第4章 保安林の指定施業要件の変更

(指定施業要件を変更を行う場合)

第17条 災害の発生等に伴い保安林に係る指定施業要件を変更しなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合又は指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められていない保安林において植栽が行われた場合には、法第33条の2第2項の申請がなくても、同条第1項の規定に基づく指定施業要件の変更を遅滞なく行うものとする。

2 指定施業要件として植栽が定められている保安林については、法第34条第2項の許可を伴う場合であって保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該指定施業要件を変更し、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない旨を当該指定施業要件とすることができるものとする。

(指定施業要件の変更申請書の受理)

第18条 指定施業要件の変更に係る申請書の受理については、第5条を準用するものとする。この場合において、「指定位置図」とあるのは「施業要件変更位置図」と「保安林指定図」とあるのは「保安林指定施業要件変更地図」と読み替えるものとする。

(指定施業要件の変更に係る調査等)

第19条 保安林の指定施業要件の変更に係る調査等については、第6条を準用するものとする。

(指定施業要件変更予定保安林の告示等)

第20条 法第33条の3において準用する第30条及び第30条の2の規定に基づく指定施業要件変更予定保安林の告示等については、第7条(第5項及び第6項を除く。)を準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

(指定施業要件の変更の通知)

第21条 法第33条の3において準用する第33条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定施業要件の変更の通知(以下「指定施業要件変更通知」という。)については、第8条(第4項を除く。)を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは「指定施業要件変更通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

第5章 地域森林計画に基づく計画的な保安林の指定、解除

(地域森林計画に基づく保安林の指定、解除)

第22条 地域森林計画に基づく保安林の指定、解除等については、別紙「地域森林計画に基づく計画的な保安林の指定、解除等について」によるものとする。

第6章

(異議意見書の受理)

第23条 法第32条第1項(法第33条の3において準用する場合を含む。)の意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の

変更直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、第5条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

- 2 法第32条第1項に規定する意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。
- 3 法第32条第1項の規定に基づき提出された意見書が、規則第51条に規定する提出部数が不足するもの、同条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないものその他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとする。
- 4 法第32条第1項の規定に基づき提出された意見書が、法第32条第1項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法であって補正することができないものであるときは、これを却下することとする。なお、当該却下は、意見提出者に対し、理由を付した書面を送付してするものとする。
- 5 法第32条第2項の規定に基づく意見の聴取については、規則第52条の規定に準ずるものとする。
- 6 法第32条第3項の通知書には、同項に規定された事項のほか、次の事項を記載する。
 - (1) 意見聴取会の開始時期
 - (2) 意見書提出者が代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人1人を選任し、当該選人に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨
 - (3) 陳述の時間を制限する必要があるときは、各意見書提出者又はその代理人の陳述予定時間
 - (4) 意見聴取会当日には当該通知書を持参すべき旨

(意見聴取会の期日等の公示)

第24条 法第32条第3項の規定に基づく意見の聴取の期日等の公示は、県報に掲載するとともに関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示してするものとする。

第7章 保安林における制限

(皆伐面積の限度の算定)

第25条 法第34条第1項の規定に基づく保安林における立木の伐採の許可の限度(令別表第2の第2号(一)イの皆伐面積の限度)を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。

ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均林齢とし、当該林齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 \cdots$$

u : 平均林齢

$u_1, u_2, u_3 \cdots$: 各樹種の標準伐期齢

$a, b, c \cdots$: 各樹種の期待占有面積歩合

(皆伐面積の限度の公表)

第26条 令第4の2第3項の規定による公表は、県報に掲載するものとする。

(立木伐採許可申請の適否の判定)

第27条 令別表第2の第1号(一)口の択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

(1) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的又は10m未滿の幅の帯状に選定してする伐採

(2) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未滿であるもの

2 令別表第2の第1号(二)イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とするものとする。

3 令別表第2の第2号(一)口の1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。))又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20メートル未滿に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。)をいう。

ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地で、そのくびれている部分の幅が20メートル未滿であり、その部分の長さが20メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地で、あらゆる部分の幅が20メートル未滿であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があっても、その部分の長さが20メートル未滿であるものについては、令別表第2の第1号(一)口の規定は適用されないものとする。

4 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種にかかる標準伐期齡以上のものとする。

5 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。

6 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。

7 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率(年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率)に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

8 規則付録第7の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齡に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齡(当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第25条の式によって算出して得た平均年齢)に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

9 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。

10 許可に係る伐採の方法が第4条第1項第1号のアのウの伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許

可とするものとする。

ただし、許可に条件を付することによって支障をきたさないこととなる場合は、この限りでない。

(立木伐採許可申請の処理及び植栽の義務)

第28条 法第34条第1項に規定する立木の伐採の許可の申請があったときは、規則第59条第2項の図面等が添付されているか確認するとともに、実地調査等適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

2 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、不許可の理由を付するものとする。

3 許可申請に係る立木の伐採行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を許可の通知書に付記するものとする。

4 規則第72条第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は都道府県知事が必要があると認めた場合において、次のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

(1) 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。

なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときは、その変更されたところに従って植栽をしなければならない旨を付して認定するものとする。

(2) 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽することが著しく困難となった場合。

なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定するものとする。

5 規則第72条第2号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。

(1) 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合

(2) 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

6 国有林を管理する国の機関が当該国有林について規則第72条第1項又は第2項の規定による認定を求めようとする場合にあつては、認定の請求に代えて都道府県知事に協議

を行い、都道府県知事の同意を得るものとする。

7 植栽本数等

- (1) 規則第57条第2項の適用は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において、択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。
- (2) 指定施業要件として定められている複数の樹種を植栽するときは、樹種ごとに、植栽する1ヘクタール当たりの本数を規則第57条第1項又は第2項の規定により算出される植栽本数で除した値を求め、その総和が1以上となるよう植栽するものとする。

(立木伐採許可の条件)

第29条 法第34条第6項の規定に基づき立木の伐採の許可に付する条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が第4条第1項第1号のアの(ウ)の伐採方法の特例に該当するものであって第26条第6項のただし書に該当する場合には当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(皆伐面積の縮減)

第30条 皆伐による立木の伐採の許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。

2 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

- (1) 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
- (2) 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。
ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

(伐採に係る許可期間延長及び届出の処理)

第31条 法第34条第8項及び第9項及び規則第60条第1項第5号から第9号までの届出があったときは、規則第60条第3項の図面等が添付されているか確認するとともに（法第34条第8項及び第9項は除く）、実地調査等適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、

補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

- 2 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査等適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうかを確認するものとし、立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう指導するものとする。
- 3 伐採許可期間内に伐採が終了しない場合に、第29条第1項第1号に定める許可条件に「ただし、やむをえない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。」の旨の条件が付されているときに限り、保安林（保安施設地区）内立木伐採許可期間延長申請を提出し期間延長承認を得ることができるものとする。
- 4 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

（土地の形質の変更等の行為）

第32条 法第34条第2項に掲げる行為については、別表7のほか次に掲げるとおりである。

- (1) 「立竹の伐採」は、立竹を伐り取ることにより当該保安林を維持できないおそれのある行為であってササの刈払は含まれない。
- (2) 「立木の損傷」は、立木を損ない傷つけることにより立木の生育を阻害するおそれのある行為であり、次に例示する行為はこれに該当しない。
 - ア 樹冠の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）
 - イ 生長錘等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等
 - ウ 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量の見通し確保のための枝の切除等）
 - エ 病虫害の治癒又は樹盛の回復のために行う腐朽部分の切除等
 - オ 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷
- (3) 「下草、落葉又は落枝の採取」は、下草、落葉又は落枝を選んで拾い取ることにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為であり、表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為、キノコ及びタケノコの採取はこれに該当しない。
- (4) 「家畜の放牧」は、牛、馬、羊などを放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって収集後の地表が被覆される程度の、土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。
- (5) 「土石又は樹根の採掘」は、土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ることにより立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によつ

て拾集後の地表が被覆される程度の、土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。

- (6) 「開墾その他の土地の形質を変更する行為」は、土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、例示すれば次に掲げるとおりである。したがって、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）は該当しない。

ア 農地の造成

イ 砂、砂利又は転石の採取

ウ 鉱物の採掘

エ 宅地の造成

オ 土砂捨てその他物件の堆積

カ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

キ 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

(作業許可申請の適否の判定)

第33条 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、法第34条第2項の許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後(法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う場合並びに別表6に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学的性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実に認められるときを除く

- (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般

廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

- 2 申請に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可を要するときに、当該許可又は届出がなされていないときは許可しないものとする。

(作業許可申請の処理)

第34条 法第34条第2項の許可の申請があったときは、規則第61条第1項の図面等が添付されているか確認するとともに、実地調査等適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

- 2 法第34条第2項の許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は、当該不許可の理由を付するものとする。

- 3 許可申請に係る立竹の伐採その他の行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するものとする。

(作業許可の条件)

第35条 法第34条第6項の規定に基づき土地の形質の変更等の行為の許可について付する条件は、次によるものとする。

- (1) 許可の期間については、次により必ず条件を付する。

ア 第32条第1項のただし書に該当しない行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあっては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 別表6に掲げる行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表6の1及び2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表6の3及び4にあっては当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

- (2) 許可期間終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）に

は、植栽の方法、期間び樹種について条件を付する。

- (3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

(土地の形質の変更等の届出の処理)

第36条 法第34条第9項並びに規則第63条第1項第3号及び第4号の届出があったときは、規則第63条第3項の図面等が添付されているか確認するとともに（法第34条第9項は除く）、実地調査等適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正をすることができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(択伐及び間伐の届出の処理)

第37条 法第34条の2第1項又は法第34条の3第1項の届出には、図面等を添付するものとする。

- 1 法第34条の2第1項又は法第34条の3第1項の届出があったときは、図面等が添付されているか確認するとともに、実地調査等適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正をすることができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(立木の伐採の許可及び土地の形質の変更等の許可を要しないものの範囲)

第38条 規則第60条第1項第1号及び第63条第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

第8章 違反行為

(監督処分)

第39条 法第38条の規定に基づく監督処分については次の場合に行う。

- (1) 法第38条第1項又は第2項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が法第34条第1項又は第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が同条第1項若しくは第2項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同条第1項第6号若しくは第2項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により同条第1項若しくは第2項の許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。
- (2) 法第38条第1項又は第3項の造林命令は、立木の伐採が法第34条第1項の許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が、同項の許可の内容若しくは許可に付

した条件に違反していると認められる場合、同項第6号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合又は法第34条の2第1項の届出をせずに行われた場合であって、造林によらなければ当該伐採跡地につきの確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地についての確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。

(3) 法第38条第2項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が法第34条第2項の許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が同項の許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、同項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林、その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(4) 法第38条第4項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

(監督処分を行うべき時期)

第40条 中止命令及び植栽命令は違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令は当該命令を行う必要があると認めるとき、それぞれ遅滞なく行うものとする。

(監督処分の内容)

第41条 造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合はその定められたところによるものとする。

2 法第38条第2項に規定する期間は、原則として、命令をする時から1年を超えない範囲内で定めるものとする。なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか、原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

3 法第38条第4項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了の日から1年を超えない範囲で定めるものとする。

(監督処分の方法)

第42条 法第38条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。なお、(4)には当該命令の内容の実施状況の報告をすべきこと及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。

- (1) 命令に係る保安林の所在場所
- (2) 命令の内容
- (3) 命令を行う理由
- (4) その他必要な事項

第9章 標識の設置

(標識の様式)

第43条 保安林の標識に記載する保安林の名称は、第3条に掲げる種類とする。

2 保安林の標識の色彩は、次のとおりとする。

(1) 第1種標識の地は白色、文字は黒色

(2) 第2種標識の標板の地は黄色、文字は黒色

(3) 第3種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は赤色

(標識の設置の時期)

第44条 標識の設置は、保安林の指定について法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた日又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされた日以降遅滞なく行うものとする。

(標識の設置地点)

第45条 標識は、次のいずれかに該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すのに必要な地点に設置するものとする。

(1) 道路に隣接する地点

(2) 広場、駐車場、野営場その他の集まる場所に隣接する地点

(3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

(標識の維持管理)

第46条 損壊等により設置した標識の効用が減じた場合には、修繕、再設置その他の所要の措置を講じるものとし、また、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

第10章 保安林台帳

(調製の時期)

第47条 法第39条の2第1項の規定に基づく保安林台帳の調製は、保安林の指定について法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされたとき又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときに遅滞なく行うものとする。

(台帳の訂正)

第48条 保安林台帳の訂正に当たっては、登記簿の閲覧等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するものとする。

2 記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。

3 保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示の番号とその他必要な事項を記載するものとする。

4 指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第33条の3において準用する法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示の番号とその他必要な事項を記載するものとする。

第11章 保安施設地区

(保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更申請書の受理)

第49条 法第44条において準用する法第27条第2項及び第3項並びに第33条の2第2項の規定に基づく保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請書の受理については、第5条を準用するものとする。

(保安施設地区に係る調査等)

第50条 保安施設地区の指定、解除又は指定施業要件の変更に係る調査については第6条を準用するものとする。

(保安施設地区予定地等の告示等)

第51条 法第44条において準用する法第30条の規定に基づく告示に掲載する保安施設地区予定地又は指定施業要件変更予定保安施設地区（以下「保安施設地区予定地等」という。）の所在場所は、原則として、標柱番号及びそれぞれの標柱が設置された土地の地番により表示するものとする。

2 法第44条において準用する法第30条の規定に基づく保安施設地区予定地等の通知には、当該指定に係る区域を明示した図面を添付するものとする。

3 法第44条において準用する法第30条の規定に基づく保安施設地区予定地等の告示、掲示及び通知については、第7条（第5項及び第7項を除く。）を準用するものとする。

(意見の聴取)

第52条 法第44条において準用する法第32条の規定に基づく意見の聴取については、第23条及び第24条を準用するものとする。

(指定又は指定施業要件の変更の告示等)

第53条 法第44条において準用する第33条第1項の規定に基づく保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更（以下「指定等」という。）の告示については、第7条（第5項及び第7項を除く。）を準用するものとする。

2 保安施設地区の指定等の通知には、当該指定等に係る区域を明示した図面を添付するものとする。ただし、当該指定等に係る区域が保安施設地区予定地等の区域と同一である場合には、土地所有者に異動があった場合を除き、図面の添付を省略することができるものとする。

3 保安施設地区の指定等の通知については、第8条第1項及び第2項を準用するものとする。

(保安施設地区における制限)

第54条 法第44条において準用する第34条の規定に基づく保安施設地区における制限については、第25条から第38条までを準用するものとする。

(標識の設置)

第55条 法第44条において準用する法第39条第1項の規定に基づく標識の設置については、第43条から第46条までを準用するものとする。

(保安施設地区台帳)

第56条 法第46条の2第1項に規定する保安施設地区台帳は、地区ごとに調整するものと

し、その保管及び調整については、第47条及び第48条を準用するものとする。

第12章 その他

(調書等の様式)

第57条 本要綱で規定されている調書等の様式は、別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年11月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月2日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準

第1 基準

次のすべての基準に適合するものであること。

- 1 転用に係る保安林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該転用により当該保安林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させるおそれがないものであって、次のすべての基準に適合するものであること。
 - (1) 転用が原則として現地形にそって行われること及び転用による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。
 - (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (3) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。
 - (5) 転用に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、転用に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。
 - (7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 2 転用に係る保安林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該転用により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないものであって、転用に係る保安林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該転用に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 3 転用に係る保安林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該転用により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないものであって、次のすべての基準に適合するものであること。
 - (1) 他に適地がない等により止むを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を転用の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水

量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

- (2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

4 転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該転用により当該保安林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないものであって、次のすべての基準に適合するものであること。

- (1) 転用に係る保安林の区域に、事業等の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。
- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、転用に係る保安林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。
- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、転用により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また転用に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

第2 技術的細則

1 第1の1の(1)の運用に当たっては、その利用形態から見て土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は、1haあたりおおむね1,000㎡以下、ゴルフ場の造成に係る切土・盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね200万㎡以下とする。

2 第1の1の(2)の技術的細則は、次の(1)から(4)に掲げるとおりとする。

(1) 工法等は、次によるものであること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

(2) 切土は次によるものであること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5m～10m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべ

りが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(3) 盛土は次によるものであること。

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が5mを超える場合には、原則として5m毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(4) 捨土は次によるものであること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

3 第1の1の(3)の「周辺の土地利用からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(1)又は(2)に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の措置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

(1) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。

ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。(図1)

イ 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。

(図1) この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときには、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているとみなす。(図2)

表1

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利，真砂土，関東ローム，硬質粘土，その他これに類するもの	35度	45度

(2) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1 mを超える場合。

4 第1の1の(3)に該当し設置される擁壁の構造は、次の技術的細則によるものであること。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

5 第1の1の(4)の法面保護は、次の技術的細則により行われるものであること。

- (1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

図1

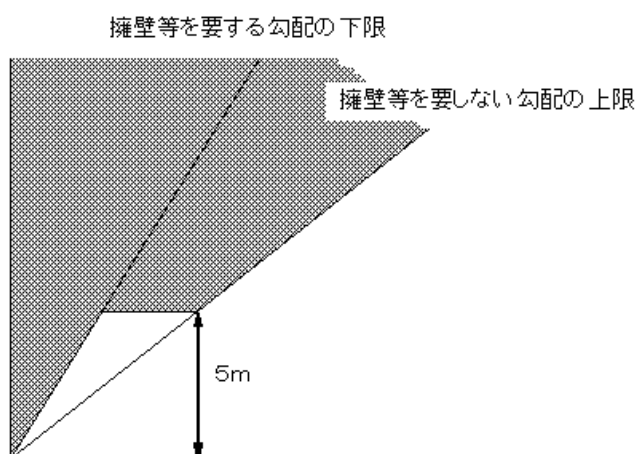
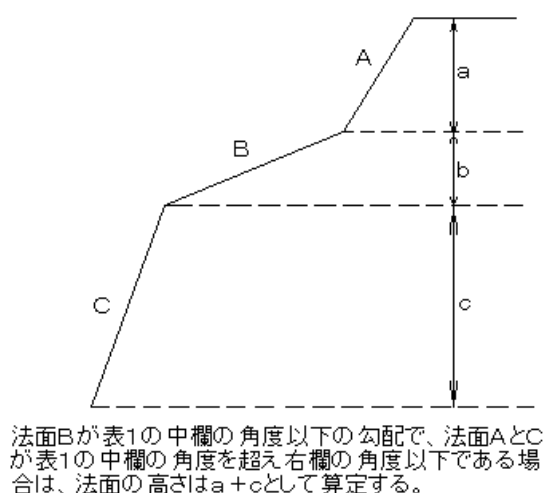


図2



こと。

- (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。

6 第1の1の(5)のえん堤等設置は次の技術的細則によるものであること。

- (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1 ha当たり1年間におおむね200~400 m³を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。なお、開発行為が短期間で終了するような場合

の流出土砂量の算定は、最低4ヶ月を限度とする所要月数相当量としても差し支えないものとする。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。この場合における流出土砂量は、原則として表2を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。また、開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は通常3年間とし、大規模な開発行為及び公共施設等の近くで実施される場合は、5年間とする。

表2

地形・地被状態		1 ha当たり年間流出土砂量
裸地	3年目まで	50 m ³
	3～5年目まで	20 m ³
草地		15 m ³
林地		1 m ³

- (2) えん堤等の設置個所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
 (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」によるものであること。

7 1の1の(6)の排水施設の能力及び構造は、次の技術的細則によるものであること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

ア 計画流量の排水が可能になるように余裕(1.2倍以上)をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(イ)及び(イ)により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。

(イ) 雨水流出量は原則として次式(合理式(ラショナル式))により算出されること。ただし、降水量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ha)

(イ) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによるものであること。

- a 流出係数は、表3を参考にして定められていること。
 b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。
 c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いられていること。

表 3

地表状態 \ 区分	浸透能小 (山岳地)	浸透能中 (丘陵地)	浸透能大 (平地)
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

表 4

流域面積	単位時間	雨量強度 (参考)
50ha以下	10分	130mm/hr
100ha以下	20分	100mm/hr
500ha以下	30分	80mm/hr

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあつては、必要に応じてアに定めるものより大きく定められていること。

ウ 流速はマンニング式により算出されていること。この場合において、粗度係数は表 5 を参考にして定められていること。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V : 流速 (m/sec)

n : 粗度係数

R : 径深 (m) = A / P

A : 通水断面 (m²)

P : 潤辺 (m)

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/sec)

A : 通水断面 (m²)

V : 流速 (m/sec)

表5

排水施設の種類		粗度係数n	
素掘り	土	0.020～0.025	
	砂レキ	0.025～0.040	
	岩盤	0.025～0.035	
現場施工	セメントモルタル	0.010～0.013	
	コンクリート	0.013～0.018	
	粗石	練積	0.015～0.030
		空積	0.025～0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011～0.014	
	コンクリート管	0.012～0.016	
	コルゲートパイプ	0.025～0.035	

(2) 排水施設の構造等

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。
この場合、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

8 第1の1の(7)の災害の発生の防止に係る洪水調節池の設置は、次の技術的細則によるものであること。

(1) 洪水調節池の容量

ア 洪水調節池の容量は、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

イ 開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えているか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量であること。

ウ 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(2) 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量

の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

9 第1の2の水害の発生の防止に係る洪水調節池の設置は、次の技術的細則によるものであること。

(1) 洪水調節池の容量

ア 洪水調節池容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(ア) 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴う流量の増加率が1%以上の範囲内とする。

(イ) 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

(ウ) 当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

イ 流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

ウ 安全に流下させることができない地点が生じない場合には、8の(1)によること。

(2) 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

10 第1の3の(1)により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

11 第1の4の(1)の環境の保全は、次によるものであること。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

ア 森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

イ 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、

表6の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

ウ 残置し又は造成する森林又は緑地は、表6の森林配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

エ 表6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表6に準じて適切に配置されていること。

オ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、表6に代えて表8に示す基準に適合するものであること。

(ア) 転用に係る保安林面積が5ha以上の場合。

(イ) 事業区域内の森林面積に占める保安林の割合が10%以上の場合。(転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く)

表6

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	備考
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30%以下とする。	別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。	
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上とする。(残置森林率おおむね40%以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20m以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20m以上)を配置する。	ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うものとする。
宿泊施設 レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%以上とする。(残置森林率おおむね40%以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は	宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。 なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複

		<p>極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。</p> <p>レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。</p> <p>ゴルフ練習場は、ゴルフ場といたいたい的なものを除きこの基準による。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等生産活動に係る施設を指すものとする。</p> <p>学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は、この基準による。</p>
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上とする。 (緑地を含む)	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>	
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>	

- (注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する造林用苗木規格基準以上の高木性樹木を、表7を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表7

	植栽本数（1 ha当たり）
1 m以下	3,000本
1 m以上	2,000本
2 m以上	1,500本
3 m以上	1,000本

(注) 1. 1 m以下とは造林用苗木規格基準に適合する苗木を植栽し森林を造成する場合

- (3) 住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果、保健休養機能の発揮等を併せ期待する造成森林については、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ500～1,000本/haの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。
- (4) 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次に掲げるものを含めることとする。
- ア 公園・緑地・広場
 - イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - ウ 緑地帯、緑道
 - エ 法面緑地
 - オ その他上記に類するもの
- (5) 審査基準第3の5の(2)の「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

表8

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	備考
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50 m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とする。 3 1区画内の建物敷の面積はおおむね200㎡以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20%以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。 	別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70%以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50 m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 	

		<p>3 滑走コースの上, 下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また, ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし, 止むを得ず行う場合には, 造成に係る切土量は, 1haあたりおおむね1,000㎡以下とする。</p>	
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね70%以上とする。(残置森林率おおむね60%以上)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40m以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40m以上)を配置する。</p> <p>3 切土量, 盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね150万㎡以下とする。</p>	ゴルフ場とは, 地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても, 利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は, これに含めて取り扱うものとする。
宿泊施設 レジャー施設 の設置	残置森林率はおおむね70%以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20%以下とし, 事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし, 事業区域内にこれを複数設置する場合は, その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>宿泊施設とは, ホテル, 旅館, 民宿, ペンション, 保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。</p> <p>なお, リゾートマンション, コンドミニウム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。</p> <p>レジャー施設とは, 総合運動公園, 遊園地, 動・植物園, サファリパーク, レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光, 保養等の用に供する施設を指すものとする。</p> <p>ゴルフ練習場は, ゴルフ場とといった的なものを除きこの基準による。</p>
工場, 事業場の設置	森林率はおおむね35%以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし, 事業区域内にこれを複数造成する場合は, その間に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>	<p>工場, 事業場とは, 製造, 加工処理, 流通等生産活動に係る施設を指すものとする。</p> <p>学校教育施設, 病院, 廃棄物処理施設等は, この基準による。</p>
住宅団地の造成	森林率はおおむね30%以上とする。(緑地を含む)	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし, 事業区域内にこれを複数造成する場合は, その間に幅おおむね50m以上の残置</p>	

		森林又は造成森林・緑地を配置する。	
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね50m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。 	

- (注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

別表 1

保安林の指定目的

保安林の種類	指 定 目 的
水源かん養保安林	森林の樹木および森林によって形成された落葉、落枝、林地土壌によって山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量をほぼ一定にする機能であり、豪雨時、融雪時等の増水時に洪水ピークを下げる洪水調整機能と渇水緩和機能とによって、洪水の防止および水源確保に資する。山地における林木の存在は、土壌の流亡を防止するばかりでなく、土壌の生成およびその理学性の向上に優れた効果をもっている。
土砂流出防備保安林	林木および地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって表土の流出及び林地の崩壊を防止する。
土砂崩壊防備保安林	主として林木の根系の物理的作用によって崩壊の発生を防止し、家屋、耕地、道路その他の公共施設等を直接に保護する。
飛砂防備保安林	海岸の砂地を森林で被覆することにより砂面に対する風衝を緩和して飛砂の発生を防止する場合と飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断防止する場合とがあるが、共に内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護を図るために配備される。
防風保安林	林冠をもって障壁を形成して風に抵抗してそのエネルギーを減殺し、これを防止攪乱して風下、風上に渦動流を生ぜしめ、風速を緩和して風害を防止する。
水害防備保安林	河川の洪水時における氾濫にあたって、主として樹幹による水制作用及び濾過作用並びに樹根による浸食防止作用によって水害の防止軽減を図る。
潮害防備保安林	津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺して、その被害を防ぐ場合と、風波の強い海岸において主として林冠によって強風による空気中の海水微粒子を捕捉するとともに風速を緩和して海水塩分による被害を防止するために配備する場合がある。
干害防備保安林	洪水、渇水を防止し、または各種用水を確保する森林の水源かん養機能により局所的な用水源を保護するために配備される。昭和26年の森林法（現行法）が制定されるまでは、水源涵養林の名で設けられてきたもので、現行法では流域の保全のために必要なものを水源かん養保安林として局所的なものと区別することになった。
防雪保安林	飛砂防備及び防風保安林の項で述べた同様な機能によって吹雪（気象用語では「飛雪」という。）を防止するために設けられる。
防霧保安林	森林によって空気の乱流を発生せしめ霧の移動を阻止し、また、林木の枝葉によって霧粒を捕捉をして霧の害を防止する。
なだれ防止保安林	森林によってなだれの原因となる雪庇ができるのを防ぎ、また、山腹斜面の摩擦抵抗を大きくして雪がすべり出すのを防ぎ、あるいは一旦滑動したものの勢いを弱め、又は、方向を変えて無害な所へ誘導する等のために配備される。
落石防止保安林	林木の根系によって岩石を緊結固定して崩壊、転落を防止し、また、転落する石塊を山腹で阻止して、落石による危険を防止する。
防火保安林	耐火樹又は防火樹からなる防火樹帯により火炎に対して障壁を作り、火災の延焼を防止する。
魚つき保安林	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける。
航行目標保安林	海岸又は湖岸の付近にある森林で、地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標に供する。
保健保安林	森林による局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙の濾過作用等及び市民のレクリエーション等の保健、休養の場として、生理的、心理的効果により公衆の保健、衛生に資する。
風致保安林	名所や旧跡の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合にこれを保存する。

別表2

指 定 施 業 要 件 と し て 定 め る 伐 採 方 法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあるとみとめられるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他の伐採をすれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
土砂崩壊防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他の伐採をすれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
飛砂防備保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
防風保安林 防霧保安林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。））にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	1 林況粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない
なだれ防止保安林 落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
航行目標保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

別表 3

単 位 区 域 概 況 表

水源かん養保安林 土砂流出防備保安林		防風保安林 飛砂防備保安林		保健保安林	
単位区域名	範囲	単位区域名	範囲	単位区域名	範囲
松江地区	安来市, 松江市			松江・ 斐伊川・ 大田	安来市 松江市 雲南市 仁多郡 飯石郡 出雲市 大田市
斐伊川	雲南市（大東町, 加茂町, 木次町に限る。），仁多郡				
神戸川	雲南市（大東町, 加茂町, 木次町を除く。），飯石 郡, 出雲市	浜山地区	出雲市大社町（中荒木, 北 荒木, 入南, 遥堪），浜 町, 松寄下町		
		湊原地区	出雲市大社町（杵築西, 杵 築北, 中荒木, 北荒木）		
		長浜地区	出雲市西園町, 外園町, 神 西沖町		
		湖陵町	出雲市湖陵町		
		多伎町	出雲市多伎町		
大田地区	大田市	大田市	大田市（仁摩町, 温泉津町 を除く。）		
		仁摩町	大田市仁摩町		
		温泉津町	大田市温泉津町		
邑智地区	邑智郡, 江津市（桜江町に 限る。）			邑智・ 那賀・ 美鹿	邑智郡 江津市 浜田市 益田市 鹿足郡
那賀地区	江津市（桜江町を除 く。），浜田市	江津東地区	江津市黒松町, 後地町, 浅 利町, 松川町, 渡津町		
		江津西地区	江津市江津町, 嘉久志町, 和木町, 都野津町, 敬川 町, 二宮町, 波子町		
		浜田東地区	浜田市久代町, 国分町, 下 府町, 上府町, 生湯町, 外 ノ浦町		
		浜田西地区	浜田市大辻町, 元浜町, 瀬 戸ヶ島町, 熱田町, 長浜 町, 日脚町, 治和町, 津摩 町, 西村町		
美鹿地区	益田市, 鹿足郡	益田東地区	益田市久城町, 遠田町, 中 島町, 中須町		
		益田西地区	益田市高津町, 戸田町, 喜 阿弥町		
隠岐	隠岐郡	隠岐	隠岐郡	隠岐	隠岐郡

注 干害防備保安林, 魚つき保安林の単位区域は市町村単位とする。

別表 4

植 栽 本 数 (規則附録第8の算出結果)

V	5	6	7	8
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200

V	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	2,100	1,900	1,800	1,700

V	13	14	15	16
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400

V	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,400	1,300	1,300	1,200

$$3000 \times \left(\frac{5}{V} \right)^{2/3}$$

別表 5

直接の利害関係を有する者の範囲

保安林の種類	直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林（以下「当該森林」という。）の流出の係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者及び当該区域内の土地及び建築物、その他物件（以下「土地等」という。）について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。 2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権限を有する者とする。
土砂流出防備保安林	過去の土石流、土砂流、洪水等発生の状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
土砂崩壊防備保安林	当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、堆積するおそれのある区域（当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
飛砂防備保安林 防雪保安林	当該森林の林帯方向における両端を通過して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帯の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帯が不整形の場合最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帯の連続状態が失われる場合は、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
水害防備保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
潮害防備保安林	1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。 2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
干害防備保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当な権限を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
なだれ防止保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、堆積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
落石防止保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲育と繁殖に影響を与える海域において、漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権限を有するものとする。
保健保安林	1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。 2 「市民のレクリエーション等」の保健、休養の場を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり直接利益を受ける者等に該当する者はいない。
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権限を有する者とする。

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。
2 森林の保健機能の増進に資する施設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。 (1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。 (2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。 ① 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地。 ② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地。 (3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。 (4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。 (5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。 (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。 ① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。 ② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 ③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。 (7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。 (8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。
3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。 (2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。
4 その他	(1) 上記1から3まで規定する以外のものであって次に該当する場合。 ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。（例えば、水路、へい、柵等） ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。）例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等） ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。 ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。 ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

別表 7

土地の形質変更等の規制対象範囲

法第34条第2項	許可の対象となる行為 (基本通知第4)	許可不要の行為 (基本通知第4)	備考 (事務連絡)
立竹の伐採	立竹を刈り取ることに より当該保安林を維持 できないおそれのある 行為	ササの刈払	
立木の損傷	立木を損ない傷つける ことにより立木の生育 を阻害するおそれのある 行為	樹幹の外樹皮の剥離（桧 皮・桜皮のはく皮、虫害防 除のための荒皮むき等）	内樹皮まで剥離する行為 は、立木の損傷に該当
		生長錘等による樹幹のせん 孔、ステイプル・針・ 釘等の打付け、極印の打 刻、品等調査のための打 突等	
		枯枝又は葉量を大幅に減 少させず樹幹を損傷しな い生枝の切除（歩道のか ぶり取りのための枝の切 除、測定の見通し確保の ための枝の切除等）	歩道のかぶり取りのため のものであっても、葉量を大 幅に減少させ又は樹幹を損 傷する行為は立木の損傷に 該当
		病虫害の治癒又は樹勢の 回復のために行う腐朽部 分の切除等	
		立木からのキノコの採取 及び立竹の損傷	キノコと同時に立木の一部 を削ぎ取る行為は立木の損 傷に該当
下草、落葉 又は落枝の 採取	下草、落葉又は落枝を 選んで拾い取ることに より土壌の生成が阻害 され、又は土壌の理学 性が悪化若しくは土壌 が流亡するおそれのある 行為	表土を露出させない範囲 の下草、落葉又は落枝の 収集（数株程度の下草・ 数枚程度の落葉・数本程 度の落枝の収集）、下草 の刈払、下草、落葉又は 落枝を一時的に除去した 後に直ちに復元する行為	長期間下草等を除去したま ま放置され、露出した森林 土壌が降雨等によって崩壊 ・流出するおそれがある場 合は、下草、落葉又は落枝 の採取に該当
		キノコ及びタケノコの採 取	キノコ及びタケノコの採取 であっても、採取後に穴が 開いたまま放置される場合 は、土地の形質の変更に該 当
家畜の放牧	牛、馬、羊などを放し 飼いにすることにより 立木の生育に支障を及 ぼし又は土砂が流出し 若しくは崩壊するおそ れのある行為	家畜の通行及び家畜の一 時的な繋留	家畜の一時的な繋留とは、 保安林を通行する家畜を休 息等のために一時的に繋ぎ 止める行為を指し、長期間 繋ぎ止めることによって表 土が踏み固められるような 場合は、家畜の放牧に該当
土石又は樹 根の採掘	土や岩石を掘って、そ の中の土石又は樹根を	立木の根系を露出又は損 傷せず、下草、落葉又は	

	<p>取ることにより立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為</p>	<p>落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の、土石の拾集（数個程度の石の拾集等）</p>	
<p>開墾その他の土地の形質を変更する行為</p>	<p>土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為。例示すれば以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の造成 ・砂、砂利又は転石の採取 ・鉱物の採掘 ・宅地の造成 ・土砂捨てその他物件のたい積 ・建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築 ・土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為 	<p>立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）</p>	<p>「立木の更新又は生育の支障とならず」とは、例えば、植栽本数が3,000本/ha（約1.8m四方に一本の割合）とされている場合は、伐採跡地に1.5m四方の移動式の物置を置いたままにする行為、又は2m四方の移動式の物置を一時的に置いた後植栽義務の履行までに撤去する場合は該当するが、2m四方の移動式の物置を放置したままにすることにより、指定施業要件に従って植栽することを妨げる場合、「土地の形質を変更する行為」に該当</p> <p>「掘削又は盛土を．．．一時的にした後に直ちに復元する行為」とは、例えば、測量杭を設置するために、表土に短期間穴を開け、測量杭の設置後その穴に元の土を埋め戻す行為であり、長期間穴を開けたまま放置され、当該穴の壁面又は当該穴から一時的に掘り出された土が降雨等によって崩壊・流出するおそれがある場合、「土地の形質を変更する行為」に該当</p> <p>「杭・測量杭の挿入等」であっても、立木の更新又は生育の支障となるか、掘削又は盛土をするか若しくは一時的にした後に放置される行為は、「土地の形質を変更する行為」に該当</p> <p>「設置」とは、移動式のトイレ等を表土を掘削又は盛土せずに置くこと等であり、改築とは、既設の作業小屋等を解体し同一の区域内に新しい作業小屋等を建設すること等であり、同一の区域からはみ出す部分がある場合は、「土地の形質を変更する行為」に該当</p>

※基本通知とは、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日45林野治第921号林野庁長官通知）

別表 8

国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正 2 年法律第 16 号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 3 条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 6 条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）に関する事業
15	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業

16	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業又は同項第 10 号に規定する送電事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 2 条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 1 3 項に規定するガス工作物に関する事業（同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
19	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを運営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）による火葬場に関する事業
24	と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
26	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業
28	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 104 条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第 105 条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第 50 条第 1 項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について

第1 保安林の指定、解除及び指定施業要件の整備について

保安林については、全国森林計画（平成23年7月26日閣議決定（変更））のⅢの2の(1)において、「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に配備を推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直す旨が定められているところである。

また、我が国の森林・林業の再生や森林吸収源対策の推進に向けた取組が進められている中、保安林に関しては、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第40条第1項に基づき保安林指定権限の適切な行使が求められていることや、規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定。以下「規制改革方針」という。）に基づき保安林の指定等に係る適切な対応、指定施業要件の変更手続の迅速化等が求められていることにも留意する必要がある。

このため、今後、地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画（以下「地域森林計画等」という。）に基づき行う保安林の指定、解除及び指定施業要件の整備については、これら保安林を巡る諸情勢を十分に念頭に置くとともに、以下の事項に留意しながら、適切な対象箇所を選定等を行い、定めていくことが適当である。

なお、地域森林計画等に計画されている保安林の指定等の事務手続については、時期を失することのないよう計画的に進めていく必要がある。

1 保安林の指定

保安林の指定については、法第40条第1項に基づき保安林指定権限の適切な行使が求められていることを十分に踏まえつつ、以下の事項に留意して行う。

(1) 水源涵養のための保安林

水源涵養のための保安林については、全国森林計画の第1表中の水源涵養機能に係る「森林整備及び保全の基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林等において、森林の下流域における水利用の実態及び洪水等の危険性等からみて、特にその水源涵養機能の維持増進により水質の保全又は水量の安定的確保を図る必要のあるものについて指定する。

なお、私有林については、私権の制限を必要最小限のものとすることに留意すること。

(2) 災害防備のための保安林

災害防備のための保安林については、全国森林計画の第1表中の山地災害防止機能/土壌保全機能及び快適環境形成機能に係る基本方針を踏まえ、次に掲げる基準に従い、当該機能の高度発揮が求められる森林について指定する。

なお、私有林については、私権の制限を必要最小限のものとすることに留意すること。

ア 急しゅんな地形、ぜい弱な地質条件等から土砂が流出している森林又は土砂の流出のおそれのある森林であって、人家、公共施設等に近接し、崩壊土砂流出危険地区に所在する森林及びこれと同一の小流域内にあつて当該危険地区と一体的に保全・整備することが適当な森林など、特に土砂流出防備機能の維持増進を図る必要のあるものについて土砂流出防備保安林に指定する。

イ 地形・地質条件等から土砂が崩壊している森林又は土砂の崩壊のおそれのある森林であって、人家、公共施設等に近接し、山腹崩壊危険地区に所在する森林及びこれと同一の斜面にあつて当該危険地区と一体的に保全・整備することが適当な森林など、特に土砂崩壊防備機能の維持増進を図る必要のあるものについて土砂崩壊防備保安林に指定する。

ウ なだれ危険箇所にあるなど、雪崩による被害を防止する機能の維持増進を図る必要のある森林についてなだれ防止保安林に指定する。

エ 岩石が露頭している森林であつて山腹崩壊危険地区に所在するなど岩石の崩落による被害を防止する機能の維持増進を図る必要のあるものについて落石防止保安林に指定する。

オ 海岸に隣接する森林であつて、飛砂や津波、高潮、塩害による被害の防止のため必要なものについて飛砂防備保安林又は潮害防備保安林に指定する。

カ 農耕地等の周囲に存する森林であつて、強風等による被害の防止のため必要なものについて防風保安林に指定する。

キ 河川に隣接する森林であつて、水害時に河川から氾濫した流水等による被害の緩和等のため必要なものについて水害防備保安林に指定する。

ク 簡易水道等の利水施設の取水口の上流部等に所在する森林であつて、当該施設に水利用を依存する地域が特定の地域に限られるもののうち、水質の保全又は水量の安定的確保を図るために必要のあるものについて干害防備保安林に指定する。

ケ 降雪地域の道路、鉄道等に隣接する森林であつて、吹雪、吹き溜まりその他の雪害による被害の防止のため必要なものについて防雪保安林に指定する。

コ 海岸等に隣接する森林であつて、海霧等の侵入による被害の防止のため必要なものについて防霧保安林に指定する。

サ 人家等に近接する森林であつて、森林火災の発生による被害の防止を図るため、防火樹林帯の設置が必要な地域に所在するものについて防火保安林に指定する。

(3) 保健、風致の保存等のための保安林

保健、風致の保存等のための保安林については、全国森林計画の第1表中の快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能に係る基本方針を踏まえ、次に掲げる基準に従い、当該機能の高度発揮が求められる森林について指定する。

なお、私有林については、私権の制限を必要最小限のものとすることに留意す

ること。

ア 市街地周辺等に所在する森林であって、特に生活環境の保全・形成機能の維持増進を図るために必要のあるもの並びに天然林を主体とし野生動植物が多く生息し、若しくは生育している森林、道路沿線などに所在し地域の景観と一体となって優れた自然美を構成している森林又は森林の保健・文化・教育の場として利用が期待されている森林若しくはそのための地域の取組が行われている森林であって、特に保健休養機能の維持増進を図る必要のあるものについて保健保安林に指定する。

イ 名所、旧跡として風致の保全が必要な地域に所在する森林であって、特にその名所、旧跡と一体となって歴史的風致等を構成するものについて風致保安林に指定する。

ウ 沿岸漁場、河川兩岸、養殖場等の水産業上保護すべき水面の周辺の森林又は土砂の流出等による水質の汚濁を防止し魚類の生息、繁殖環境を保全するため必要な森林であって、特に魚つき機能の維持増進を図る必要のあるものについて魚つき保安林に指定する。

エ 航路標識等の整備が遅れており、小型船舶、漁船等の航行の安全を確保するための航行目標として保全することが必要な森林について航行目標保安林に指定する。

2 保安林の指定の解除

保安林の指定後における保全対象の状況及び指定目的に即した機能の確保状況等の変化からみて、次のいずれかに該当し、指定の理由が消滅していると認められる保安林等については、指定を解除する。

- (1) 受益の対象が消滅した保安林
- (2) 自然現象等により破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難な保安林
- (3) 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがない保安林

3 保安林の指定施業要件の整備

保安林については、以下の事項に留意し、指定施業要件の整備を行う。

(1) 伐採の方法に係るもの

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じ伐採の方法を見直す。

(2) 伐採の限度に係るもの

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じ伐採の限度を見直す。

特に、平成13年の森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の改正において保安林の指定施業要件に係る基準が見直されたこと（以下「指定施業要件の基準の見直し」という。）を踏まえ、保安林における多様かつ効率的な森林施業が保安林の指定目的に即した機能の発揮に支障のない範囲で実施されるよう、必要に応じ皆伐、択伐又は間伐に係る伐採の限度を見直す。

(3) 植栽に係るもの

保安林を巡る状況の変化等に対応し、多様な森林を造成するため、必要に応じ、植栽に係る指定施業要件を見直す。

特に、指定施業要件の基準の見直しを踏まえ、保安林における多様かつ効率的な森林施業が保安林の指定目的に即した機能の発揮に支障のない範囲で実施されるよう、必要に応じ植栽の方法及び樹種を見直す。

第2 保安林の整備に関する調査について

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林整計第154号農林水産事務次官依命通知）の第3及び、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林整計第188号林野庁長官通知）の第2に掲げる地域森林計画等の樹立等のための調査のうち保安林の整備に関する事項の調査については、以下の事項に留意しながら実施することが望ましい。

1 調査項目

保安林として指定することを相当とする森林、保安林の指定を解除することを相当とする森林及び指定施業要件の整備を相当とする森林に係る調査については、それぞれ次の調査を行う。

- (1) 保安林指定調査
- (2) 保安林解除調査
- (3) 指定施業要件変更調査

2 保安林指定調査

(1) 調査対象

第1の1により保安林に指定しようとする森林とする。

(2) 調査のとりまとめ

知事は、(1)の調査対象に該当する森林について本調査を実施した後、次の書類を作成するものとする。

ア 保安林種別指定解除計画表（別紙1）

イ 保安林指定計画一覧表（別紙2）

ウ 保安林指定調査地図（「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知。以下「様式通知」とする）の別冊の第2の1の法第25条又は第25条の2に基づく保安林の指定に係る保安林指定調査地図等）

エ 保安林指定予定地の状況を明らかにする写真

3 保安林解除調査

(1) 調査対象

第1の2に定める保安林とする。

(2) 調査のとりまとめ

知事は、(1)の調査対象に該当する保安林について本調査を実施した後、次の書類を作成するものとする。

ア 保安林種別指定解除計画表（別紙1）

イ 保安林解除計画一覧表（別紙3）

ウ 保安林解除調査地図（様式通知の別冊の第2の3の法第26条又は第26条の2に基づく保安林の解除に係る保安林解除調査地図等）

エ 保安林解除予定地の状況を明らかにする写真

4 指定施業要件変更調査

(1) 調査対象

第1の3により指定施業要件を変更しようとする保安林とする。

(2) 調査のとりまとめ

知事は、(1)の調査対象に該当する保安林について本調査を実施した後、次の書類を作成するものとする。

ア 保安林種別指定施業要件変更計画表（別紙4）

イ 指定施業要件変更調査地図（様式通知の別冊の第2の5の(1)の保安林指定施業要件変更調査地図等）

5 調査のとりまとめ結果の林野庁への提供

2から4までの調査のとりまとめ結果のうち、法第25条の規定に基づく指定に係る保安林（以下「大臣権限に係る保安林」という。）のとりまとめ結果については、別に定めるところにより可能な限り林野庁への資料提供を行うよう努めるものとする。

第3 計画的な保安林の指定・解除等に係る事務の取扱いについて

大臣権限に係る保安林の指定・解除等に係る事務の取扱いについては、以下に定めるところによることができるものとする。

1 保安林の指定

第2の5により資料提供が行われた森林に係る保安林の指定の申請書等については、次に定めるところによることができるものとする。

(1) 都道府県知事からの保安林の指定の申請

次に掲げる書類を提出してするものとする。

ア 保安林指定申請書（昭和37年7月2日農林省告示第851号森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（以下「申請書告示」という。）の様式12のイ）

ただし、「森林の所在場所」、「全面積」、「要指定実測又は見込面積」及び「森林所有者の氏名又は名称及び住所」欄には、「（別紙保安林指定計画表のとおり）」と記載することで足りるものとする。

イ 当該保安林に係る保安林指定計画一覧表（別紙2、別紙2-1）

ウ 保安林指定調査地図（様式通知の別冊の第2の1の法第25条又は第25条の2に基づく保安林の指定に係る保安林指定調査地図）

2 保安林の解除

第2の5により資料提供が行われた保安林に係る保安林の解除の申請書等の様式については、次に定めるところによることができるものとする。

(1) 都道府県知事からの保安林の解除の申請

次に掲げる書類を提出してするものとする。

ア 保安林解除申請書（申請書告示の別紙12のイ）

ただし、「森林の所在場所」、「全面積」、「要解除実測又は見込面積」及び「森

林所有者の氏名又は名称及び住所」欄には、「(別紙保安林解除計画表のとおり)」と記載することで足りるものとする。

イ 当該保安林に係る保安林解除計画一覧表(別紙3、別紙3-1)

ウ 保安林解除調査地図(様式通知の別冊の第2の3の法第26条又は第26条の2に基づく保安林の解除に係る保安林解除調査地図)

3 指定施業要件の変更

保安林の指定施業要件の変更(主伐に係る立木の伐採の方法を変更しないものに限る。)のうち次のアからエまでのいずれかに該当するものの申請書等については、次の(1)に定めるところによることができるものとする。

ア 皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度の変更(新たに定める場合を含む。)

イ 択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度の変更(新たに定める場合を含む。)

ウ 間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度の変更(新たに定める場合を含む。)

エ 植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定める植栽の方法・期間(「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)第1の2の(11)のなお書に基づき指定施業要件を変更する場合に限る。)及び樹種の変更(植栽の義務の追加又は解除を除く。)

(1) 都道府県知事からの指定施業要件の変更の申請

次に掲げる書類を提出してするものとする。

ア 指定施業要件変更調査報告書(別紙5)

イ 指定施業要件変更調査書(別紙7、別紙7-1、別紙7-2、別紙7-3、別紙7-4、別紙7-5)

ウ 指定施業要件変更調査地図(様式通知の別冊の第2の5の(1)の保安林指定施業要件変更調査地図(同一の告示(保安林の指定(昭和37年7月1日以前に指定された保安林にあっては、その指定施業要件の指定)に係る告示が同じであるものをいう。以下同じ。))に係る保安林のうち、同一地番内のものの一部につき他の部分と異なる内容の指定施業要件の変更を行う場合又は重要流域(法第25条第1項に規定する重要流域をいう。以下同じ。)の民有林、重要流域以外の流域の民有林の区分ごとにその一部につき指定施業要件を変更する場合に限る。)

エ 保安林台帳(保安林に指定された年月日、当該保安林の指定に係る法第33条第1項の規定による告示の番号、保安林の所在場所及び当該保安林の指定施業要件に係る部分に限る。以下同じ。)の写し

4 保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に係る通知

(1) 保安林の指定又は解除に係る予定通知

「保安林及び保安施設地区の指定、解除及び指定施業要件の変更に関する通知及び告示の様式について」(昭和52年10月18日付け52林野治第2326号林野庁長官通知。以下「告示様式通知」という。)の1により実施する。

(2) 指定施業要件変更に係る予定通知

法第33条の3において準用する法第29条の規定による通知の様式は、告示様式通知の1にかかわらず、別紙8の様式によることができるものとする。

5 保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に係る告示

(1) 保安林の指定又は解除に係る告示

告示様式通知の2により実施する。

(2) 指定施業要件変更に係る告示

ア 同一の告示に係る保安林のうち、重要流域の民有林の全部、重要流域以外の流域の民有林の全部につき指定施業要件を変更する場合には、法第33条の3において読み替えて準用する法第33条第1項の規定による告示の様式は、告示様式通知の2の(1)にかかわらず、別紙9によることができるものとする。

イ アの告示に伴い縦覧に供する関係書類は、別紙10の告示附属明細書（同一の告示に係る保安林のうち、同一地番内のものの一部につき他の部分と異なる内容の指定施業要件の変更を行う場合又は重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林の区分ごとにその一部につき指定施業要件を変更する場合にあっては、別紙10の告示附属明細書及び指定施業要件変更調査地図）とすることができるものとする。

保安林種別指定解除計画表

(単位:ha)

保安林種	指定計画		解除計画		計画期末面積	
	指定計画量計	うち指定計画前 半5年分	解除計画量計	うち解除計画前 半5年分		うち計画前半5年分
水源涵養のための保安林						
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林					
	4号～7号保安林					
計						
保健、風致の保存等のための保安林						
合計						

注意事項

- 面積は延べ面積とすること。ただし、合計欄は実面積とすること。
- 「災害防備のための保安林」の「2号及び3号保安林」欄には森林法第25条第1項第2号及び第3号に掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 「災害防備のための保安林」の「4号～7号保安林」欄には森林法第25条第1項第4号から第7号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 「保健、風致の保存等のための保安林」欄には、森林法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 変更計画の場合は二段書きで上段を変更計画(赤字にて記載)、下段を現計画とすること。

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

別紙2 保安林指定計画一覧表

整理番号	保安林種	所在場所		保安林面積等		指定予定地の現況			治山事業等との関係	受益対象	保安林指定を必要とする理由	備考
		市郡町村	大字	権限別	国 公 私 別	要指定面積	地況	林況				
						ha						
						ha						

注意事項

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- 「保安林面積等」欄には、次により記載すること。
 - 「権限別」欄には、大臣、知事の別を記載すること。
 - 「国公私別」欄には、該当する所有区分の頭文字を記載すること。(国有林：国、公有林：公、私有林：私)
 - 「要指定面積」欄には、次により記載すること。
 - 実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 「指定予定地の現況」欄には、次により記載すること。
 - 「荒廃状況」欄には、崩壊地の面積、山腹及び溪流の荒廃の有無、状況等について記載すること。
 - 現況が森林以外の場合、林況の記載は要しない。
- 「治山事業等との関係」欄には、保安林として指定しようとする森林及び直接関係地域における保安施設事業、地すべり防止工事、砂防法(明治30年法律第29号)第1条の砂防工事その他これらに類する事業又は工事に係る施設の設置の実績又は計画がある場合に、当該施設の設置の時期、工種その他必要な事項を記載すること。
- 「受益対象」欄には、受益の対象の範囲(流域又は行政単位等(市郡、町村、大字、字)の名称を用いること。)及び種類(人口、建物、道路、鉄道、用水施設、農地、水利権その他これらに類するもの)の別を明らかにすること。)別の規模並びに数量を記載すること。
- 「保安林指定を必要とする理由」欄には、指定に係る森林と受益対象との関係において当該森林に期待される森林の機能を記載し、その機能を維持し、又は向上させるために保安林の指定が必要である理由を記載すること。

別紙3 保安林解除計画一覧表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

整理番号	保安林種	指定年月日及び告示番号	所在場所		保安林面積等(ha)			現況	保安林解除を必要とする理由		備考
			市郡町村	大字	権限別	国公 私別	保安林面積		うち要解除面積	区分	
							ha				
							ha				

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- 2 「保安林面積等」欄には、次により記載すること。
 - (1) 「権限別」欄には、大臣、知事の別を記載すること。
 - (2) 「国公私別」欄には、該当する所有区分の頭文字を記載すること。(国有林:国、公有林:公、私有林:私)
- (3) 「保安林面積」欄には、次により記載すること。
 - ① 面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - ② 2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。
 - ③ 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にどめ第5位を切り捨てること。
- 3 「現況」欄には、現況が森林の場合には、地況、林況、荒廃状況について記載し、現況が森林以外の場合には、現状の土地利用状況等について記載すること。
- 4 「保安林解除を必要とする理由」欄には、次により記載すること。
 - (1) 「区分」欄には、次に掲げる区分のうち該当する区分番号(①～④)を記載すること。
 - ① 受益の対象が消滅したと認められるため解除する場合
 - ② 自然現象等により保安林が破壊され、かつ森林に復旧することが著しく困難と認められるため解除する場合
 - ③ 特に施業制限をなくしても森林の保安機能を害するおそれなくなくなったと認められるため解除する場合
 - ④ その他
 - (2) 「理由」欄には、次により記載すること。
 - ① 区分①の場合には、消滅した受益の対象並びにその消滅の時期及び理由を記載すること。
 - ② 区分②の場合には、当該自然現象等の発生時期及び種類、保安林の破壊の程度並びに復旧が著しく困難と認められる理由を記載すること。
 - ③ 区分③の場合には、当該保安林に係る指定の経緯、指定後の管理の状況及び保安機能を害するおそれがないと認められる理由を記載すること。
 - ④ 区分④の場合には、解除を必要とする理由を記載すること。
 - ⑤ 必要に応じて経緯を時系列順に箇条書きで記載すること。

別紙3-1 保安林解除計画表

都道府 ()
 流域名 ()
 森林計 ()

整理番号	保安林種			所在場所			森林所有者		保安林面積		指定年月日及び告示番号	治山事業等との関係	受益対象		指定施業要件の内容		解除に対する受益者等の意見	備考	
	市郡町村	大字	字	地番	住所	氏名	全面積	うち解除面積	範囲・種類・数量等	既往の被災状況等			禁伐	皆伐					

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A3判とすること。
- 2 「所在場所」欄、「森林所有者」欄、「治山事業等との関係」欄、「受益対象」欄には、様式2及び2-1の記載要領に準じて記載すること。
- 3 「保安林面積」欄には、次により記載すること。
 - (1) 面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - (2) 保安林台帳に記載されている面積が「全面積」欄に記載する面積と異なるときは、保安林台帳に記載されている面積を【 】を付して併記すること。
 - (3) 2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。
 - (4) 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 4 「指定施業要件の内容」欄には、指定施業要件として定められている伐採の方法に該当する欄に「○」を記載すること。

保安林種別指定施業要件変更計画表

都道府県名 ()
 流域名 ()
 森林計画区名 ()

ア 伐採の方法の変更

保安林種	変更面積						計
	皆伐→択伐	皆伐→禁伐	択伐→禁伐	禁伐→択伐	禁伐→皆伐	択伐→皆伐	
水源涵養のための保安林							
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林						
	4号～7号保安林						
計							
保健、風致の保存等のための保安林							
合計							

(単位:ha)

イ 伐採の限度の変更

保安林種	変更面積						計	間伐率の変更	択伐率の変更
	皆伐の変更		皆伐の面積の限度の引上げ		皆伐の面積の限度の引下げ				
	皆伐の面積の限度の新設	皆伐の面積の限度の引上げ	皆伐の面積の限度の引下げ	皆伐の面積の限度の引上げ	皆伐の面積の限度の引下げ	計			
水源涵養のための保安林									
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林								
	4号～7号保安林								
計									
保健、風致の保存等のための保安林									
合計									

(単位:ha)

ウ 植栽の方法、期間及び樹種の変更

(単位:ha)

保安林種	変更面積						計
	植栽の樹種の変更	植栽の本数の変更	植栽の期間の変更	植栽の義務の追加	植栽の義務の解除		
水源涵養のための保安林							
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林						
	4号～7号保安林						
計							
保健、風致の保存等のための保安林							
合計							

注意事項

- 1 面積は延べ面積とすること。ただし、合計欄は実面積とすること。
- 2 「皆伐の面積の限度の新設」欄には、皆伐の面積の限度が定められていない保安林について、新たに皆伐の面積の限度を設定する場合の当該保安林の面積を記載すること。
- 3 「災害防備のための保安林」の「2号及び3号保安林」欄には森林法第25条第1項第2号及び第3号に掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 4 「災害防備のための保安林」の「4号～7号保安林」欄には森林法第25条第1項第4号から第7号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 5 「保健、風致の保存等のための保安林」欄には、森林法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 6 変更計画の場合は二段書きで上段を変更計画(赤字にて記載)、下段を現計画とすること。